2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十三万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（630,000円－当該都道府県の基礎賦課基準応益割額×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））

当該都道府県の基礎賦課基準応能割率

3　一万千九百六十五円六十二銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一一五八八一一〇九三八を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（190,000円－11,965円62銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））

0.022588210938

4　一万四千三百九十九円〇〇銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九三一七二〇四一一一を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－14,399円00銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数））

0.019317204111

附　則

（令和二年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和二年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万六千三百三十円八十六銭」とあるのは「四万四千五百三十一円九十九銭」と、「0.375127426」とあるのは「0.370970046」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇六五〇一六七二一〇〇九」とあるのは「〇・〇八五一一九九三三〇五一六」と、「0.000000703787」とあるのは「0.000000709167 9」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千九百六十五円六十二銭」とあるのは「一万二千一十八円四十七銭」と、「〇・〇一一一五八八一一〇九三八」とあるのは「12,028円47銭」と、「0.022588210938」とあるのは「0.022929742316」とし、同条第四項中「一万四千三百九十九円〇〇銭」とあるのは「一万四

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十一万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（610,000円－当該都道府県の基礎賦課基準応益割額×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））

当該都道府県の基礎賦課基準応能割率

3　一万千七百二十六円八十六銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一二四四三四〇三七五八を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（190,000円－11,726円86銭×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数））

0.022443403758

4　一万三千九百十五円〇〇銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一八八〇〇七〇三一九二を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（170,000円－13,915円00銭×（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数））

0.018800703292

附　則

（令和元年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和元年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「四万八千四百八十五円九十四銭」とあるのは「四万七千九百五十五円三十二銭」と、「0.375417661」とあるのは「0.378080211」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九三四一六一四六五七六」とあるのは「〇・〇九一七六一七三六四五五」と、「0.000000723381 3」とあるのは「0.000000731334 5」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万千七百二十六円八十六銭」とあるのは「一万一千七百七円四十九銭」と、「〇・〇一一四四三四〇三七五八」とあるのは「〇・〇一一六四四二六二〇九三」と、「11,726円86銭」とあるのは「11,707円49銭」と、「0.022443403758」とあるのは「0.022644262093」とし、同条第四項中「一万三千九百十五円〇〇銭」とあるのは「一万四千